

的外

みのる法律事務所
令和7年5月第421号



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

187



トランプの ころころ変わる 一言に
どっしり構える 心のハカリ

令和7(2025)年5月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

アメリカ大統領となって100日となり、あの身振り^{みぶ}で自画自賛するトランプの姿には、「この人の神経はどうなっているのだろうか」という思いがしてしまいます。

世の中にはいろいろな人がいますから、それはそれでいいとしましょうか。それにしてもこんな人がアメリカ大統領となるなんて、アメリカという国は、アメリカ人は、面白いと言えばそうも言えますが、おかしいと言えばそうも言えそうな気がします。我々の常識でははかりきれないところがあります。

それはそれとして、トランプのころころ変わる言葉^{うおうさおう}に右往左往している世界の指導者^{しにん}を自任する政治家の姿には、がっかりです。トランプがどう言おうと信念を通せばいいのです。

自分の心の中にしっかりした生き方のハカリを持っていないのではないかと思います。トランプの一言にうろたえているような姿には、「もっとシヤキツとしない」と言ってやりたいとの思いが湧^わきます。

『生き方のハカリ』シリーズを書き終えて、『人間はどう生きるべきか』をはかるハカリは自分の中にあり、そのハカリをどのように持つか、どのように使うかは自分次第であり、そのハカリの持ち方、使い方によって人生は天国にも地獄にもなるものだ^{じごく}と確信できました。

指導者^{おもおも}を自任する政治家などは、普段から落ち着いて重々しく安定して、ころころ動かない生き方の心のハカリを持っていてほしいのです。変なりズムを取りながら自画自賛するトランプの姿には、心のハカリなどありそうには見えません。

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句

188

ことだま い ま い こうふこう
言霊は 現在も生きてる 幸不幸

ことばを究め 知らずは天職

令和7(2025)年5月1日

あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

「言霊」とは、角川必携国語辞典は、「古代人は、ことばに霊力があり、その使い方
で人間の幸・不幸が左右されると信じていた」と解説しています。同辞典は、「霊力」
とは「^{たましい}霊 のもつ不思議な力」と解説しています。

ことばによって、人間の幸・不幸が左右されることは、古代人に限ったことではあ
りません。現代人だって、ことばの力で人生の幸・不幸が左右されることが少なくない
のです。

憲法や法律のことばの中には、そのことばの意味・内容は、一言でこれだと言い切
れず、いろいろに解釈が必要となることばは少なくないのです。解釈の仕方によっ
ては、国民を戦場に送ることができるようなことばがあります。そのようなことばに
は、^{けいしやう}警鐘を鳴らさなければならないのです。

そのようなことにならないように、ことばの意味を正しく解釈してやることは、人生
83 年間、弁護士 56 年間もやらせてもらった老弁護士の天職だと自任しています。

弁護士は国家機関ではありません。国家機関の外にいます。ですが、憲法は弁
士に国民の代理人として憲法を守る地位と役割を与えていると自負しています。こ
の役割を果たしたいのです。

残された人生は、ことばの持つ危険な一面を知らせ、ことばが時の権力者や数の
力によって戦争をするために悪用されることなどないように、野に在^あって、つまり国
家機関の外にあって、国民や国家機関に対して、ことばの持つ正しい意味を見つけ
出して、知らせていくことを天から与えられた自分の仕事、つまり天職と考えてやっ
てみたいと考えています。

新刊書のご紹介

『警鐘^{けいしやう} 第1話 一公共の福祉^{けいしやう}』

駄弁本『生き方のハカリ』シリーズ 3 部作を書き上げました。以前より書きたかった駄弁本^{けいしやう}『警鐘』シリーズを書き始めました。小冊子ですが、1 週間で^{しやうさつし}『警鐘 第1話 公共の福祉』を書き上げました。

この事務所便り『的^{てき}外』令和7年5月号に、製本が間に合えば同封します。同封できるかどうかは別として、その「まえがき」と「おわりに」を、この事務所便りに転載しますので、それだけでもお読みください。ことばの持つ危険な一面と、それを回避する方法を教えたいのです。

まえがき

一危険を知らせたいのですー

「警鐘」とは、「危険を知らせるために鳴らす鐘」です。昔から火事や大水の危険を知らせるために鳴らされてきました。八十路に入り、これまでに多くの世の中の出来事や人の言動に接してきました。その中には、「これは危険だ。世間に知らせてあげなければならない」と思うことは沢山あります。

ですがそれは、「必要のないことまで心配する」という「杞憂^{きゆう}」かも知れません。「不必要な注意を人に向かって口にしようとする気持ち」である「老婆心^{らうばしん}」かも知れません。親からは「おまえは心配性だ」とよく言われていましたが、些細な事柄^{ささい}まで気にかかる性質です。持って生まれた性分^{しやうぶん}はいくつになっても変わらないようです。年を取るほどにその性分は強くなっていくように思われます。年寄り^{としやう}は、持っている癖^{くせ}がより強くなっていくような気がします。自分はそのような傾向が特に強いように思えます。

そのような田舎^{い な べん}弁護士が人生を 83 年間、弁護士を 56 年間もさせてもらい、「これは危険だ。気を付けた方がよい」と世の中の人に知らせなければならないと思うことは少なからずあります。気にかかることがあって好ましくない結果になるのではないかと心を悩ませ、一日も早く知らせなければならないという気になることは、年々増え続け強くなる一方です。

今日は、『生き方のハカリ』シリーズ全 3 巻を脱稿^{だっこう}することができました。「人生を楽しいものにするためには、生き方のハカリが必要だ」という駄弁本です。「自分が幸せとなり、他人を幸せにするための生き方のハカリ」を知らせたかったです。それを書き上げ、さっそくいつも心にある心配事を知らせるために、『警鐘^{けいしょう}』という駄弁本を書いてみることにします。普段から知らせてあげたいと思っている危険を知らせるための駄弁本を書くことにします。書くことで気が軽くなるのではないかと思います。いつも気になっていて知らせたい心配事は、山とあるのです。

これまでも思い付く度に、心配事に関しては駄弁本や講演などで書いたり話したりしてきたことが多いのです。性分でしょうか、書くことも語ることも心配事が多く愚痴^{ぐち}っぽいのです。言ってもどうしようもないことをくどくどと言ってしまうのです。この駄弁本も^{くどくど}諄々ですが、いま特にこれは危ないと思っていることをまとめてみたいのです。警鐘を鳴らしてみたいのです。

これも長生きをさせてもらっている老弁護士が、世間や人の役に少しでも立ちたいという思いです。自分だけがそう思い込んでいる独り善がりではないかという思いもあります。他人のために役立ちたいという思いがあり、他人のために役立つと思い込んでいることをしていると楽しく時間を過ごせるのです。

もう 60 年も仲良くしてもらっている司法研修所時代の敬愛する同級生より、2、3 日前に「年寄りが幸せでいるためには、①健康、②人の役に立つ仕事、③^{サム}some money (適度な金) を持つことが必要」という手紙をもらいました。その通りです。人の役に立ちたいのです。人の役に立つ仕事をしたいのです。

独り善がりでも、人の役に立つことをしていると思える作業に熱中している時は夢中となり、薬を飲むのも風呂に入るのも忘れてしまうほど一生懸命になれる時を過ごすことができるのです。他人の役に立つことを知らせることは天職だなど思い込んでいるのです。天から授けられた仕事だなどと勝手に考えてその気になっているのです。

そのような思いで『生き方のハカリ』シリーズに続いて、『警鐘^{けいしょう}』シリーズを出すことにしました。どんな警鐘を鳴らすことになるかは、いまの時点ではこれこれと必ず

しも決めているわけではありません。これから自分の心の中を覗き込みながら書いてみます。「それは危ないから気を付けてほしい」と思うことは、いっぱいあります。これまでも気が付いた時には述べてきたことは多いのですが、いま特に知らせたいと思うことをランダム(手当たり次第)に書いてみます。

この駄弁本シリーズのメインタイトルは、『警鐘—危険を知らせたいのです—』とします。これは危ないと思うことをあげて危険を知らせたいのですが、どれも杞憂や老婆心で終わってほしいのです。その危険が現実のものとならないことを願いながら、老人の暇潰しに書いてみます。天職などと見栄を張りましたが、本当は年寄りが幸せでいるための方法なのです。

警鐘を鳴らして危険を知らせたいことは沢山ありますが、それを一冊の駄弁本で述べ尽くすという方法ですと、一冊がぶ厚いものとなり、書く方も読む方も負担となりますので、小さく分けた小冊子にして気軽に書き、気軽に読めるものにしてみます。小分けして書き、小分けして読んでもらおうということにします。

これですと、書く方も少しの合間があれば書けますし、読む方も短い時間でもあれば読めますので、書く方も読む方も少しの合間でやれます。少しの合間を上手に使って駄弁本を書き、駄弁本を読んでもらいたいのです。人生は合間の使い方上手な人に微笑むような気がします。合間を上手に使いましょう。

警鐘は、火事や大水などの人にとって災難となる出来事、つまり世間で起こる災害の危険を知らせるために鳴らすのが普通なのですが、この『警鐘—危険を知らせたいのです— 第1話 公共の福祉』では、出来事ではないのですがことばには危険な面があることを知らせたいのです。

憲法や法律が使っていることばの中にもそのようなことばが多くあります。これまで弁護士としていつも危険な面があると思い続けてきたことばの中の一つに日本国憲法の「公共の福祉」ということばがありますが、今回はそのことばの危険性について警鐘を鳴らしてみます。

弁護士にはそういう憲法や法律が使っていることばに危険な面があると思う場合には、それを世の中に知らせなければならない責務という社会的役割があると自負しています。

弁護士は、憲法上そのような役割を国家機関の外にいて果たさなければならない立場にあると受け止めているのです。つまり弁護士は、国家機関の外に在^あって、国家機関や国民に対し、憲法や法律の正しい解釈を教え、憲法や法律の解釈の誤りなどを正してやる役割があると確信しているのです。年寄りとなって経験を積み、これまで以上に憲法や法律に限らず世の中のことが分かるようになっていまいこそ、その役目を果たすことは「人の役に立つ仕事」を持つことになるかと確信しています。弁護士として、そして人間として真に他人の役に立つ仕事ができるのはこれからです。

『^{けいしやう}警鐘－危険を知らせたいのです－ 第1話 公共の福祉』という駄弁本では、「公共の福祉」ということばにどのような意味内容を盛り込むかによっては、国民の基本的な人権を侵害したり、国民を戦場に送る危険性があるということをまず知らせたいのです。

その上で、それにどう対応したらよいかという「公共の福祉」ということばの解釈方法を教えたいのです。弁護士は、法律の解釈を国家機関の外から国民のために正さなければならない役割を憲法で与えられていると自負しています。やっとその力が出てきたと思ういま、その役割を^{おそま}遅延しながら果たしたいのです。

「公共の福祉」ということばに限らず、憲法や法律のことばには危険な面を持つものが少なくないのです。それらについて機会を見て、語ったり書いたりし続けるつもりです。まずその第1話として、日本国憲法が明言している「公共の福祉」ということばについて警鐘を鳴らしてみます。

この駄弁本は、『^{けいしやう}警鐘』シリーズの第1話です。憲法や法律の中で、危険な面を持つことばは数限りなくあります。それについて述べるだけです。何話に及ぶか分かりません。『^{けいしやう}警鐘』シリーズを書くことは、残された人生において天から授かった楽しい仕事となりそうです。

令和7(2025)年4月7日

あとがき

—ことばの危険な面とその回避方法を教えたいのです—

「言^{こと}霊^{だま}」ということばがあります。角川必携国語辞典は、「ことばのもつ、ふしぎな力。古代人は、ことばには^{れいりよく}霊力(人間の能力を超えた不思議な力)があり、その使い方次第で人間の幸・不幸が左右されると信じていた」と解説しています。

ことばの使いかたで、人間の幸・不幸が左右されることがあるのは、古代人に限られるものではありません。いつの時代の人間だって、現代人だってことばの使い方^{せつだい}で幸・不幸が左右されます。そのことはこれまでの人生において、何度も実感させられてきました。

身近なところでも、大事な人の一言でやる気がでたり、やる気をなくしたり、その一言で生き方を変えたり、決断したり、その一言でいっしょになろうと決めたり、別れよう^{ぜつだい}と決めたりすることがあります。国家間でもその一言で戦争となったり、戦争を止めることになったりしているように見えることもあります。

ことばの人間生活に与える影響力は、時には絶大です。他を寄せつけず、圧倒的に大きい変化や反応を起こさせる力があります。まさにことばには、霊力があると思います。人間の能力を超えた不思議な力があります。

ことばは人間を幸福にする力も絶大ですが、人間を不幸にする危険性も絶大です。ことばには危険な一面があるのです。このことは、古代から現代までいつの時代でも同じなのです。

ですから、ことばの意味をどのように解釈、つまりことばの意味をどのようにとらえ、それをどのように説明するかということは大事なことになります。特に国が国民を縛^{しば}ることになる法律のことばの解釈は、国民の幸・不幸を大きく左右しますので大事なことになります。特に国の根本法、基本法である憲法のことば、その一言一言が国民の幸・不幸に大きな影響を与えます。その解釈は極めて大事なのです。

国家において法律は、立法機関である国会がつくり、執行機関である行政が執行し、司法機関である裁判所が解釈します。国の機関は三権分立という方法で、権力者だけに集中しないようにして、権力者によって都合のよいように悪用されたりする

このないように三権に分けて、法律のことばについては慎重に対応することになっています。三権分立という制度はそのための制度です。

法律で使うことばの解釈は、国家機関としては裁判所が主に行いますが、弁護士は、国家機関の外に在^あって、政府や裁判所の憲法や法律の解釈に対し監視^{かんし}して、是正^{せい}を求める役割を憲法制定権者と憲法改正権者である国民から求められ、憲法上そのような役割を与えられていると確信しています。

弁護士は、憲法上在野^{ざいや}、つまり国家の機関である官職^{かんしよく}には就かないで、民間にいな^つながら憲法を守る役割を与えられているものと自任^{じにん}しているのです。弁護士は、国の機関の外に在^あって、国の機関に対して憲法を守るように監視し正すために、ものを言わなければならないのです。憲法をよく読めば弁護士には憲法上、そういう役割が与えられていることが分かります。

このように弁護士の役割をとらえ、これを実行しようとする精神を「在野精神」と呼ぶならその在野精神を貫^{つらぬ}くつもりです。国の機関の法の解釈の誤りを正していくつもりです。国会の、内閣の、裁判所の誤りを正していくつもりです。これからはより在野精神を強く持って、警鐘を打ち鳴らしていくつもりです。

そのような立場にある弁護士を 56 年間も長きにわたってさせてもらっている身としては、憲法や法律が使っていることばの中でもその解釈の仕方では、人間を幸福にしたり不幸にしたりする影響力が特に大きいと思われることばについては、そのことばの持つ危険な一面を世の中に知らせると同時に、そのことばをどう解釈したら人間を不幸にしないで幸福にすることができるかを教えなければならないのです。

時には国家機関に対して苦言^{てい}を呈することもしなければならないのです。それが弁護士の本質というべき在野精神だと確信しています。国家機関から勲章^{くんしやう}をもらいたいとは思いません。くれると言われても、もらいません。国家機関の危ない言動に警鐘を鳴らし続けたいのです。

田舎^{い な べん}弁護士を自称する自分にはそのような責務があると自任、つまり自分にはそれに相応^{いさわ}しい能力や資格があると思ひ込み、その責務を果たさなければならないと確信しているのです。若い頃からそのような気持ちで弁護士として生きてきたつも

りですが、80 歳を超えその気持ちはより強くなっている気がします。

在野精神を持ち続け、今日まで勉強をし、経験を積み、やっとその力が付いたという気がするのです。これからはこれまで以上に、弁護士の最も大事な任務を果たしていきたいのです。やっとその力が付いたと自負しているのです。これからこそ、在野精神で弁護士として生きてきたことに花が咲き、実になるものと確信しているのです。

この『^{けいしやう}警鐘－危険を知らせたいのです－』シリーズの第 1 話『公共の福祉』では、日本国憲法が^{けいしやう}使っている「公共の福祉」ということばを取り上げ、そのことばの危険な一面を知らせ、このことばはどのように解釈すべきかという自説を紹介しました。安倍元首相やトランプアメリカ大統領のように、自分の言動の持つ意味や影響力に深く関心を持っているとは思えない人のことばに、主権者であり憲法制定権者であり憲法改正権者である国民が悪い影響を受けたり、^{うおうさおう}右往左往することのないように警鐘を打ち鳴らしたいのです。

憲法や法律のことばには、^{ちゆうしやうてき}抽象的で^{すがたかたち}姿形がなく、解釈の仕方によって人の幸・不幸に影響を及ぼすことばは「公共の福祉」の他にも沢山あります。それらのことばには、危険な面があります。これからもそのことばの持つ危険な一面を知らせると同時に、そのことばはどう解釈すべきかを深く考えてこれを極め、それを国家機関に、そして国民に教えたいと考えています。

国家機関の内部の官職にある者が、憲法や法律の解釈を間違っていると思えたら、それを正していきたいのです。やっと自信をもって、その役割を果たせる時がきたと思えるようになりました。これからは、年寄りとして、弁護士として、警鐘を鳴らしていくつもりです。

官職にある者を正すだけではなく、憲法制定権者である国民に正しい憲法や法律の解釈を教えたいのです。国民が主権者であり、憲法制定権者である国民が国家機関の誤りを正さなければならないのですが、まず弁護士は、国民に代わって警鐘を打ち鳴らさなければならないのです。これからは老弁護士として、これまで以上にその役割をやるだけ果たしてみたいのです。それがやれる限り、弁護士業をやらせてもらっていることに感謝して、やるだけやってみたいのです。

令和 7(2025)年 4 月 13 日

第3回研修会のご案内

第3回研修会は、令和7(2025)年6月14日(土)午前10時から12時までの2時間、一関文化センター小ホールで開催します。この事務所便りをお読み戴いている皆様こ、ご案内をさせて戴きます。



第1回、第2回研修会は、いずれも会場がほぼ満席となる位、沢山の方にご出席戴き、熱心に研修会に参加して戴きました。お陰様で盛り上がりました。改めて心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

第2回研修会については、令和7(2025)年4月9日付三陸新報さんの『萬有流転』^{ばんゆうる}では、次のように紹介して戴きました。

.....
朋有^{ともあ}り、遠方よりきたる。また楽しからずや。一関市在住の千田實弁護士が、主催する研修会の冒頭で孔子^{こうし}の言葉を借りて、志^{こころざし}を同じくする人と集う、久しぶりに人と会うことのうれしさを語った。

「人生は、いまの一瞬を、まわりの人と一緒に、楽しみ尽くすのみです」という哲学の持ち主である千田先生にとって、研修会もまた楽しみ場であるようだ。

.....
その通りです。研修会ですから、勉強することが主な目的ですが、志を同じくする人と久しぶりに会うことは、格別^{かくべつ}うれしいのです。年寄りとなってくると、その思いは若い時の何倍もうれしいのです。さすが、『萬有流転』さんです。他人^{ひと}の心をよく分かってくれています。研修は仲間が集って楽しむ場なのです。

うれしい記事でしたので、紹介させて戴きました。このような紹介を戴き、うれしさは倍増^{ばいぞう}しました。三陸新報さんに心底より感謝申し上げます。

前回の研修会が終わって、これまでの間に、新刊書『生き方のハカリ』シリーズ3冊と、『警鐘^{けいしやう}』シリーズ1冊を書き上げました。『生き方のハカリ』シリーズは、「人間は心の中に生き方のハカリを持たなければならない」ということを述べました。『警鐘^{けいしやう}』シリーズでは、その第1話として「公共の福祉」ということを書きました。

ことばの影響の大きさとことばの持つこわい一面に警鐘を鳴らしました。どちらも、いま私が皆様に伝えたいと思うことを述べました。

第3回研修会においても、この話は述べさせて戴きたいと考えています。どんな話になるかは、これから煮詰めて参ります。

日本国憲法第13条は、「**すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする**」と定めています。

この規定は、日本国民の基本的人権は、公共の福祉に反すると国によって制限されることになることも解釈されかねない規定の仕方です。もし、そのような解釈を時の権力者にされてしまうと、国民は国のために戦場に送られてしまうという心配が生まれてきます。そのような解釈は許してはならないと考えています。

生き方のハカリは、どのように心の中に持つべきかということは、極めて大事なことです。時の権力者などの生き方のハカリによってはトランプアメリカ大統領のような「アメリカ・ファースト」とか、「アメリカ第一主義」などという生き方のハカリなどによって、世界中が右往左往することになったり、国のために戦場に行かなければならないとされたりしないとは、言い切れません。

生き方のハカリはどのようなものでなければならないかということは極めて大事なことであり、『究極の生き方のハカリ』は『人を幸せにできるかどうかというハカリ』でなければならないと考えています。

第3回研修会では、憲法や法律の持つことばの意味についても述べたいと思います。憲法や法律の言葉をどのように解釈するかによって、国民の生命、安全、基本的人権などが左右されかねないのです。憲法や法律のことばの意味を正しく解釈することが、法律の勉強の目的だと思いますので、第3回研修会では、そのことも述べたいと思います。

法律のことばは、憲法のことば、刑法のことば、民法のことばとその法律ごとにその法律の目指す目的によって、このように解釈すべきだという方向があります。その目指す方向を示したいのです。

特にこれまでは、相続に関する話を中心に、第1回、第2回研修会を進めて参りましたので、憲法や他の法律についても、その規定で使われていることばをどのように解釈するかにつき、勉強したいと思いますが、相続に関する法律上の規定については、詳しく勉強してみたいと考えています。相続問題に限らず、法律の規定の意味を知りたい方は、是非ご出席戴ければ、何かの参考になると思いますので、ご出席下さい。

例として、相続に関する法律が使っている「寄与分」^{きよぶん}、「特別受益分」^{とくべつじゆえきぶん}、「特別縁故者」^{とくべつえんこしや}などという相続法に書いてあることばの意味についても解説したいと考えています。

「公共の福祉」ということばの他にも、「社会正義」とか「公序良俗」^{こうじりょうしよく}とか、「権利濫用」^{けんりらんよう}とか、「信義誠実」^{しんぎせいじつ}とか、「平等」などということばについても、その本当の意味は、どういうものかということについても説明してみるつもりです。そういう体験も知らせたいのです。

昔から使われてきた論語や般若心経や、倫理法人会で使っている『幸福の葉』^{しおり}のことばについても解説してみます。ことわざなどについても考えてみたいのです。いっしょに楽しみましょう。『苦難福門』^{くなんふくもん}などという倫理法人会で使っていることばは、大病したりなどの苦境を乗り越えなければならない場面では、本当に役に立つことばです。これまでことばによって助けられたことは、どれほどあったか分かりません。そんなことを語り合える研修会にしたいのです。お会いして語り合いたいのです。お待ちしております。

前回も書きましたが、会場は小さく、人数に限りがありますので、ご出席を希望される方は、早目にみのある法律事務所にご一報戴ければ助かります。

三陸新報さんが『萬有流転』にお書き下さっているように、「志を同じくする人と集い、久しぶりに会うことのうれしさ」を味わいたいと思います。お待ちしております。

